

リスク分担表（案）に対する質問・意見への回答

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|----|-------|-------|------|----------------------|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 1 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 双方に帰責性の無いため、負担者は市にも〇がつくと理解しています。 | 「運営権者に発生したリスク」の負担者に つけており、市に発生したリスクは、市が負担するものと考えております。 |
| 2 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 質問 | 市に「 」がない理由をお示し下さい。 | |
| 3 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 質問 | 市に「 」がない理由をお示し下さい。 | |
| 4 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 質問 | 双方に帰責性がない場合は双方に生じた損害を各自が負担とするなら、市と運営権者の両方に〇が付くのではないのでしょうか？（工水コンセッションの分担表の同じ項目には、双方に〇が付いています。） | |
| 5 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担する。だけでいいのではないですか負担者の〇を市のところにも追記ではどうでしょうか | |
| 6 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 「双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担する」との記載がありますが、負担者欄の市の部分に〇印がございません。追記をお願いします。 | |
| 7 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 双方に帰責性のない事象に起因するリスクで、運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価されるリスクは市の負担としていただけないでしょうか。 | 「双方に帰責性のない場合のリスク」が発生した場合は、市と運営権者が、自らに生じた損害を各自で負担することを想定しております。 なお、不可抗力に起因する社会経済状況が事業に及ぼす影響については、定期レビュー又は臨時協議に基づき、個別の事象に関して対応することが考えられます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 8 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 質問 | 自然災害等による不可抗力により事業開始が遅れる場合も、運営権者の損害の一部を市に負担していただくため協議する場を設けていただけないのでしょうか。 | 双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた損害は運営権者が負担し、市で生じた損害は市が負担することになりますので、協議の場を設けることは想定しておりません。 |
| 9 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | |
| 10 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 質問 | 新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言が解除された以降の経済低迷に伴う影響が生じた場合には考慮いただけるという理解で宜しいでしょうか。 | 不可抗力に起因する社会経済状況が事業に及ぼす影響については、定期レビュー又は臨時協議に基づき、個別の事象に関して対応することが考えられます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 11 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 双方に帰責性は無いが本事業開始日に開始できなかった場合に発生した費用は市の負担と考えます。 | |
| 12 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 「不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因」は、運営権者負担となっていますが、当該事象は本事業開始日までに発生する事象であり、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか | 実施契約を締結した後、双方に帰責事由なくして事業が開始できなかった場合の費用分担については、双方にリスクを低減する手立てがないため、各自負担とすることを想定しております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 13 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | 不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因 | 意見 | 双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた損害は運営権者が負担。とありますが、運営権者側でリスクをコントロールするのは困難であり運営権者に帰責のないものは市の負担ではないでしょうか。 | |
| 14 | 1 | 1. 共通 | 事業移管 | | 意見 | 住民の反対・協議等の不可抗力により、実施契約上の事業開始日までに市から運営権者へ事業を移管できなかった場合は、それに係る準備費用の損失は貴市の負担としていただきたい。 | 反対運動等による開始遅延は、その理由に応じて、リスク分担表（案）の「住民との関係」リスクに準じて負担者を決定するものと考えております。 また、不可抗力による開始遅延は、市と運営権者が、自らに生じた損害を各自で負担することを想定しています。 その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|----|-------|-------|------|---------------------------|-------|--|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 15 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | | 質問 | 不可抗力には「通常予見可能なものを除く」とありますが、通常予見可能な不可抗力とは具体的にどのような事象の想定されているか、ご教示願います。 | 「通常予見可能な不可抗力」とは、社会通念上、通常起こりうると広く認知されている不可抗力（例えば季節性のインフルエンザ、例年並みの台風等）がこれに該当します。不可抗力に関する詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 16 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | | 質問 | 不可抗力に起因する市側へのリスク負担は市側という理解で宜しいでしょうか。（例えば、今回の新型コロナ禍への救済措置等。） | 不可抗力により市側に生じたりリスクに関しては、市が負担します。 |
| 17 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 質問 | 市に「 」がない理由をお示し下さい。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、施工中の現場で被害を受けるリスクに関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 18 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 質問 | 地震や津波で施工中の現場で被害を受けた場合も運営権者の分担になるのでしょうか？沿岸部は液状化の影響を受けるとともに、施工現場数も相当数になることを鑑みると、被害額も小さくないと思われま。 | |
| 19 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 不可抗力による破損リスクは、運営権者には負えません。全都市の負担として頂けないでしょうか。 | |
| 20 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 質問 | 自然災害等による不可抗力の程度によりますが、予見不可能なものについて全額負担ではなく、一部は市に負担していただくため協議する場を設けていただけののでしょうか。 | |
| 21 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 質問 | 不可抗力は基本的にコントロールができないリスクであるため発注者帰責とすることが一般的ではないでしょうか。 | |
| 22 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、不可抗力による施工中の配水管の破損に関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 23 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 質問 | 自然災害による破損等のリスクを運営権者が負うのは困難である。住民等の保証については大阪市側で対応していただきたい。 | |
| 24 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 不可抗力により損傷した物であるので市の負担と考えます。 | |
| 25 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 考え方に「排水管更新工事の施工に係るリスク」とあるが、不可抗力である以上大阪市側で負担して頂きたい。 | |
| 26 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 「不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷」は、運営権者負担となっておりますが、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。 | |
| 27 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 新型コロナウイルス等の感染症は、工事進捗に甚大な影響を及ぼすため、不可抗力とは別の規定として、損害は全額市負担として下さい。 | 事業期間内に新たに発生した感染症について不可抗力とは別の規定による対応とすることは想定していませんが、これら感染症についても「不可抗力」に該当すれば、不可抗力事象としてリスク負担を決定することを想定しております。なお、不可抗力に起因する社会経済状況が事業に及ぼす影響については、定期レビュー又は臨時協議に基づき、個別の事象に関して対応することが考えられます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 28 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | | 意見 | リスクの種類に、今回のコロナウイルス拡散のような「疫病」も入れていただければと思います。 | |
| 29 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷 | 意見 | 自然災害、人為的事象、放射能汚染等、正常な事業実施が妨げられる場合は、運営権者が既設の老朽管路1800kmの自然災害による破損等のリスクを負うのは困難である。自然災害等の不可抗力による管路補修、住民補償等は貴市で負担して欲しい。 | リスク分担表（案）では、運営権事業という事業特性を踏まえ、市及び運営権者の双方が負担するリスクについて定めています。リスク分担表（案）の「不可抗力リスク」にあるとおり、配水管の破損リスクを運営権者が負担するのは、運営権者が施工中の配水管に対してのみとなります。それ以外の既設配水管の損傷リスクについては市が負担し、運営権者に対しては、附帯事業として、別途費用精算のもと管路復旧支援を実施いただくほか、市の指定する損傷路線及びその類似路線の更新を前倒しで実施していただくこととなります。 |
| 30 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により損傷した既設配水管に係る修繕等の復旧 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | リスク分担表（案）では、運営権事業という事業特性を踏まえ、市及び運営権者の双方が負担するリスクについて定めています。リスク分担表（案）の「不可抗力リスク」にあるとおり、配水管の破損リスクを運営権者が負担するのは、運営権者が施工中の配水管に対してのみとなります。それ以外の既設配水管の損傷リスクについては市が負担し、運営権者に対しては、市の指定する損傷路線及びその類似路線の更新を前倒しで実施していただくほか、附帯事業として別途費用精算のもと管路復旧支援を実施いただきます。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|----|-------|-------|------|---|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 31 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施 | 質問 | 市に「 」がない理由をお示し下さい。 | 不可抗力発生時に市による優先的更新を実施した場合において、費用増となったときには、市が負担します。詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。こういった考え方は、リスク分担表(案)において、ご指摘の「不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施」の下に記載する「上記の早期更新実施による運営権者の事業費の増加」としてお示ししています。 |
| 32 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施 | 意見 | 早期に更新が必要な理由は理解しますが不可抗力は運営権者に帰責性が無いため、前倒しによる費用の増加等について貴市で負担を検討いただけますでしょうか。 | 不可抗力発生時に市による優先的更新を実施した場合において、費用増となったときには、市が負担します。詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 33 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施 | 質問 | 「市の指定する損傷路線及びその類似路線の更新を前倒して実施」とありますが、市の指示による路線変更から生じる、達成すべき定量的指標の未達のリスクは容認するという理解でよろしいでしょうか。 | 市の指定する優先更新路線の更新を実施することとなった結果、K P I の達成が不可能となったことが客観的に明らか場合は、K P I の変更を含め、市と運営権者で対応を協議します。 |
| 34 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施 | 質問 | 市の指示に対して対応できる範囲があると考えられますが、その交渉は可能と考えられますでしょうか。また、災害復旧で実施した更新に関しては、要求水準の1,800km分に振替えられると考えて良いでしょうか。 | 市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新は、基本的には市の指示する路線の更新に対応いただきたいと考えますが、運営権者として対応できる範囲を超えての実施を義務付けるものではありません。また、災害復旧で実施した工事のうち、仮復旧として実施した修繕工事は特定事業に位置付けられませんが、本復旧として耐震管を布設した場合は、特定事業に位置付け、要求水準書(案)で定める1,800kmの更新延長に計上することになります。 |
| 35 | 1 | 1. 共通 | 不可抗力 | 上記の早期更新実施による運営権者の事業費の増加 | 質問 | 事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、事業計画書変更後の費用と変更前の費用の差額を市が負担するとありますが、工事費の増加分だけでなく、人件費等の運営経費全体の増加分を負担していただけるのでしょうか。 | 工事費の増加分だけでなく、人件費等の運営経費全体を含めた事業費の差額を市が負担する予定としております。 |
| 36 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 全般 | 質問 | 現在、市で議論されている「特別区制度」のリスク分担は提示しないのでしょうか。 | 仮に「特別区制度」に移行したとしても、本運営事業の遂行に影響を与える内容ではないものと考えています。 |
| 37 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 全般 | 意見 | 法令変更の内容によって協議として頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、事業者全般に対する法令変更や税制変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 38 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの | 質問 | 「当該リスクを回避するためには、運営権事業自体を取りやめるほかなく、」とありますが、リスクの負担を市が行うのは了解しましたが、運営権者への補償も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 市によるリスク負担の方法等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 39 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの | 質問 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更で運営権者に不当な影響を及ぼす、またそれ以外の具体的例を指し示してください。 | 現時点で、具体的な事例の想定はありません。 |
| 40 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更 | 質問 | 水道施設への安全基準が変更されることによる追加の設備費増は、受益者負担を考えると、市側の負担となるとの理解で宜しいでしょうか。 | 本運営事業の範囲内で影響を与える法令変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|----|-------|-------|------|--|-------|---|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 41 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの | 意見 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更以外であっても、運営権者に不当な影響を及ぼす法令変更について、運営権者がリスクを防止する手段がないと合理的に認められる場合には、市にてリスクを負担していただけないでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更及び水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 42 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更 | 質問 | 法令・通知等の変更は予知できるものではなく、また本事業で回避できない事項も多数あると考えます。そのため運営権者の工夫により回避できない事業費の増加に直結する変更については、市に全額を負担して頂けると考えていますが、そのような考えでよいのでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 43 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更 | 意見 | 「上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更」は、運営権者負担となっておりますが、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 44 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更 | 意見 | 募集時から変更になった法令・通知に係る費用は運営権者側で法令変更・通知のリスクをコントロールするのは困難であり市の負担として頂きたい。 | |
| 45 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更 | 質問 | 法令・通知等の変更は予知できるものではないため、運営権者の工夫により回避できない事業費の増加に直結する変更については、一部を市に負担していただくため協議する場を設けていただけないのでしょうか。 | |
| 46 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更 | 意見 | 法令変更は「全ての事業者等に等しく適用のため、運営権者が負担」とありますが、本事業は長期間に亘る契約です。他の比較的短期の契約とは異なり提案時に法令変更の事業計画織込が困難なため、運営権者に不当に大きな負担となる場合は貴市の負担としていただきたい。税制変更についても同様と考えます。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 47 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更 | 意見 | 募集時から変更になった法令・通知に係る費用は運営権者側で法令変更・通知のリスクをコントロールするのは困難であり市の負担として頂きたい。 | |
| 48 | 1 | 1. 共通 | 法令変更 | 上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更 | 意見 | 水道法上の責任を負う事業者等に等しく適用されるため、運営権者が負担とのことですが、貴市と運営権者の範囲にそれぞれ影響があり得ると思われしますので両方が負担としていただけないでしょうか。 | 当該法令変更により市が実施する維持保全等の業務に生じる影響に係るリスクは、市が負担するものと考えております。 |
| 49 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 全般 | 意見 | 税制変更の内容によって協議として頂けますでしょうか。 | |
| 50 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される税制の変更以外であっても、運営権者に不当な影響を及ぼす税制の変更について、運営権者がリスクを防止する手段がないと合理的に認められる場合には、市にてリスクを負担していただけないでしょうか。 | 意見 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される税制の変更以外であっても、運営権者に不当な影響を及ぼす税制の変更について、運営権者がリスクを防止する手段がないと合理的に認められる場合には、市にてリスクを負担していただけないでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道事業等に直接関係する税制の変更及び水道事業等のみならず広く一般的に適用される税制の変更・新税の導入に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 51 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 上記以外で水道事業等に直接関係する税制の変更 | 質問 | 税制の変更は予知できるものではなく、また本事業で回避できない事項もあると考えます。管路更新事業に関与しない税制変更でかつ、運営権者の事業運営に影響を及ぼす変更については、市に負担していただけると考えていますが、このような理解でよいのでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道事業等に直接関係する税制の変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 52 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 上記以外で水道事業等に直接関係する税制の変更 | 意見 | 「上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更」は、運営権者負担となっておりますが、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | |
| 53 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入 | 質問 | 税制の変更は予知できるものではないため、運営権者の事業運営に影響を及ぼす変更については、一部を市に負担していただくため協議する場を設けていただけないのでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、水道事業等のみならず広く一般的に適用される税制の変更・新税の導入に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 54 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される税制の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの | 質問 | 公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更で運営権者に不当な影響を及ぼす、またそれ以外の具体的例をご教示下さい。 | 現時点で、具体的な事例の想定はありません。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|-------|-------|-------|--|---|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | |
| 55 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入 | 質問 運営者側にとって負担が大きい分担案と思われます。消費税率が上がった場合、また16年の事業期間中に、新税が導入された場合等は、その内容に応じて柔軟な協議をお願いします。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、事業者全般に対する法令変更や税制変更に関しては、原則として運営権者が負担するものと考えております。 また、消費税の担税者（負担者）はエンドユーザーである市民、利用者であり、リスク分担表（案）において運営権者負担の例として掲げる「水道施設利用料金にかかる消費税率の変更」に関しては、運営権者に生じる納税義務者としての負担をお示ししております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 56 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入（消費税率の変更） | 質問 例示の「水道施設利用料金」とはどういった料金でしょうか。実施方針第3-1-(8)-イ-(ア)による行政財産の貸付があった場合に生じる費用という理解でよろしいでしょうか。 | 消費税の担税者（負担者）はエンドユーザーである市民、利用者であり、リスク分担表の当該箇所に関しては、運営権者に生じる納税義務者としての負担をお示ししております。 |
| 57 | 2 | 1. 共通 | 税制変更 | 水道施設に係る固定資産税の変更 | 質問 ここでは、固定資産税の変更について記載がありますが、道路占用料についても同様と考えるとよろしいでしょうか。また、道路占用料自体の負担は市が担うものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 道路占用料に関しては市で負担することで考えております。 |
| 58 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | | 質問 「運営権方式」そのものに対する市民の反対運動（妨害行為等）に伴う第三者破損により事業推進が停滞するリスク分担は提示しないのでしょうか。 | ご指摘のリスクは、「住民との関係」リスクにおける「本事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等」として提示しています。 |
| 59 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 要求水準未達であれば、運営権者負担と考えますが、要求水準に従って実施した場合は市の負担と考えます。 | |
| 60 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 要求水準書の責は市であるため、第三者損害の内容によって協議として頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 61 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 質問 要求水準書の責は市であるため、市が負担すべきリスクではないでしょうか。 | |
| 62 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 質問 「住民との関係」のリスク分担で市負担となっているリスクに関しては、市負担との理解でよろしいでしょうか。 | |
| 63 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 質問 「住民との関係」のリスク分担で市負担となっているリスクに関しては、市負担との理解でよろしいでしょうか。 | リスク分担表（案）で「負担者・市」の欄に となっているリスク事象の負担者は市となります。 |
| 64 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害（例）騒音・悪臭・振動・電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟 | 質問 運営開始前から生じている第三者損害についての考え方。情報の開示をお願い致します。 | 平成25年度以降に水道局において発生した、配水管更新工事に係る第三者損害に関する事例については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 なお、運営権事業開始以前に市が実施している配水管更新工事は運営権者への承継対象とはしないため、運営権事業開始前に市の実施する工事に関して発生している本リスク事象が運営権者に承継されることはありません。 |
| 65 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 質問 本事業開始以前に生じている第三者損害について、その対処及び対処の結果生じる費用についてのリスクは市或いは運営権のどちらに分担されますでしょうか。 | |
| 66 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 今回の事業では完全に運営権者が担うのではなく、貴市と分担して事業を担っていると理解しています。この場合、コントロールができない第三者損害については事業全体を管理する貴市が負担するかもしくは両者の負担で検討いただけませんか。 また、管路に関して計画や点検を含めて運営権者が担うのであれば原案の分担で受け入れ可能ですので負担の見直し難しい場合は業務範囲を再考いただけませんか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者はこれらを踏まえた計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理は、運営権者が負担するものと考えております。 また、当該リスク分担は、運営権者が実施する管路更新工事そのものが第三者に損害を与えた場合に関するものであり、管路の維持管理や点検などの実施主体がこれをコントロールできるものではないと考えております。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|----|-------|-------|-------|--|-------|---|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 67 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 | 「要求水準通りに行っても避けられないもの」に対して運営権者が負担するというのは違和感があります。運営権者に責めない場合は貴市の負担としていただきたい。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 68 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | |
| 69 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 | 近隣住民の反対運動、訴訟による工事中断、遅延、物理的損傷、事業期間の変更リスクは運営権者がコントロールできないため、これらは貴市でリスクを負担していただきたい。 | 本事業は運営権事業ですので、配水管更新事業の実施にあたって、運営権者による配水管更新工事に起因して生じた近隣住民の反対運動等については、運営権者が負担するものと考えます。 |
| 70 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 意見 | 水道管路更新事業を示していると考えます。市でリスク負担お願いできませんでしょうか。 | |
| 71 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 意見 | 近隣住民の反対運動を差配できるような体制も無く、運営権者で負担することは出来ない。 | |
| 72 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 意見 | 「要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害(例)騒音・悪臭・振動・電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟」については、仮に運営権者が従来通りの運営をしていても反対運動及び訴訟等が起こった場合、市の要求する水準を満たしている限り、市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 73 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 | 質問 | 運営権者が負担する事業者としての責任は、運営期間内に生じたもののみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。 | |
| 74 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | | 質問 | 第三者損害のリスク分担が更新後の運転管理、維持保全業務等以外は運営権者にあるとされているが、実施方針P.11(5)事業方式の本運営事業は対象施設に係る更新業務が運営事業としてあり、更新工事に瑕疵がある場合以外は市がリスク負担をするのではないですか 下続 | ここでは運営権者による本事業(配水管更新事業)の実施に起因する第三者損害についてのみ示しており、そのため当該リスクは運営権者が負担するものと考えております。 |
| 75 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 第三者損害の運営権者負担について | 質問 | 上記から、また計画業務に関する要求水準においてP.31計画の策定と管理イ項目で市が適正に管理・・・とある。またP.34管路構成の決定、ウ項目で管路構成計画を市が承認した後に・・・とあることで管路構成計画に市がリスク負担があるのではないですか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、運営権事業において決定した管路構成計画に係るリスクは、市の承諾にかかわらず、運営権者が負担するものと考えております。 |
| 76 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者による更新後の配水管の存在そのものによる場合 | 質問 | 「配水管の布設位置等」は、市の承認を得て実施するものなので、市が負担すべきリスクではないでしょうか。 | |
| 77 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 上記を除き、運営権者が建設した施設が存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害 | 質問 | 「建設して引渡した後の施設」の責は市であるため、市が負担すべきリスクではないでしょうか。 | |
| 78 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者による更新後の配水管の存在そのものによる場合 | 質問 | 過去の工事において、具体的な例はありますか？ | 少なくとも過去5年間において、道路部で、配水管の布設位置の問題で第三者に補償を伴うような損害を及ぼした事例はございません。 |
| 79 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者による更新後の配水管の存在そのものによる場合 | 意見 | 配水管の布設位置等の更新計画について、市の変更指示によって運営権者の原案が変更されていた場合には、市にてリスクを負担していただけないでしょうか。 | 配水管の布設位置について、市は、事業計画の段階ではなく、設計図面の段階で承認することとなります。また、設計図面の段階で市が承認しなかった場合は、市が変更内容を指示するのではなく、運営権者が代替案を再検討することとなります。そのため、変更後の設計図面の内容については、当初の設計図面と同様に、運営権者がリスクを負担するものと考えております。 |
| 80 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 上記を除き、運営権者が建設した施設が存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害 | 意見 | 「上記を除き、運営権者が建設した施設が存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害」は、運営権者負担となっていますが、任意事業による施設を想定されていますでしょうか。必須事業であれば市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。 | 本運営事業により更新後の配水管を想定しています。本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、運営権事業において決定した配水管の布設位置に係るリスクは、市の承諾にかかわらず、運営権者が負担するものと考えております。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|-------|-------|--------|---|--|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | |
| 81 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 意見 「運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等」は、運営権者負担となっていますが、要求水準を満たしている場合は市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 82 | 2 | 1. 共通 | 第三者損害 | 運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等 | 質問 本項目のリスクは、運営権者の負担となっておりますが、一方で「本事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等」のリスクは市の負担となっております。本項目において運営権者が負担するリスクは、工事に起因するもののみを対象とするの認識でよろしいでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、工事施工を含めた配水管更新事業の実施にあたって生じるそれらのリスクについては、運営権者が負担するものと考えております。 |
| 83 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 質問 市と運営権者の間で契約した内容に基づくサービスであるにもかかわらず、市にリスク負担がないとする理由をお示し下さい。 | 本事業は運営権事業として、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、これらを踏まえた具体的なサービス水準は運営権者が決定するものであるため、運営権者の提案する事業計画等への市の承認に関わらず、運営権者が負担するものと考えております。 |
| 84 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 事業計画書等において市の承認のもと事業を実施するものであり、全てのリスクを運営権者が負担するのではなく、施工に起因する部分等に限定していただきたい。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、事業計画等への市の同意、承認に関わらず、運営権者が実施する業務、事業に起因するリスクに関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 85 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 サービス内容が要求水準未達であれば原案の考えで理解できますが、要求水準を順守している場合は本事業を企画した貴局の責任としてご検討いただけないでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 86 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 近隣住民反対に起因する工事遅延に係るリスクは運営権者ではコントロールが難しいため「不可抗力」と同じ扱いとして下さい。 | |
| 87 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 工事を行う中で発生する反対運動、訴訟は運営権者にとってリスクが非常に大きいです。これらの回避を優先した管路更新計画の策定を優先すると、更新工事進捗に大きな影響を与えかねないことを考慮して基準を定めていただきたい。 | |
| 88 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 水道管路更新事業を示していると考えます。市でリスク負担お願いできませんでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、運営権者が事業者として提供するサービスに起因する近隣住民反対運動に対するリスクに関しては、運営権者が負担するものと考えております。 |
| 89 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 近隣住民の反対運動を差配できるような体制も無く、運営権者で負担することは出来ない。 | |
| 90 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見 「運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等」は、運営権者負担となっていますが、要求水準を満たしている場合は市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | |
| 91 | 3 | 1. 共通 | 住民との関係 | 運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 質問 本項目の「サービス内容」の定義をご教示ください。 | 運営権者が実施する運営事業（配水管更新事業）を意味します。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|-------|--------|--------------------------------|-------|---|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 92 | 3 | 1. 共通 | 水需要の変動 | 人口減少・節水による水需要の減少に起因する利用料金収入の減少 | 質問 | 「想定を大幅に超える水需要減少の場合」とありますが、「想定を超える」とは具体的に如何なる量の範囲を超えたときでしょうか。 | <p>要求水準書で定める配水管更新事業量どりの実施が困難と市が判断し、当該事業量見直しを行うこととなる想定を大幅に超える水需要減少とは、水需要の減少リスクについて市が利用料金按分率を補正する等により、運営権者の事業費必要額の全部又は一部を担保することができない場合を想定しており、具体的には、事業量どりの実施の現実性の観点から、将来時点における事業環境や経営状況と密接な関連をもって、決定がなされるものと考えます。</p> <p>需要が想定を下回った場合等の事業量の見直しに関しては、減量を想定しており、当初計画との差による追加費用の発生は想定しておりません。</p> <p>本事業は運営権事業ですので、事業期間における工事内容に関しては、市の要求水準を満たす形で、応募者の創意に基づきご提案いただくこととなります。提案の参考となる過去実績等の情報に関しては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。</p> <p>令和2年4月に公表した「別紙2 リスク分担保（案）」は、市民等に対し本事業のスキームをご理解いただくために、4月時点での本市想定リスク分担保の案を示したものです。4月公表の「別紙2 リスク分担保（案）」を踏まえた本運営事業のリスク分担保については、募集要項等公表時にお示しする予定です。</p> <p>著しい支障があると客観的に評価される場合として、定期レビューや臨時協議において協議実施となる基準に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。</p> <p>本事業は運営権事業ですので、事業期間中の経営環境等の変動によるリスクに関しては、原則、運営権者の負担となります。更新投資時期・更新投資総量の変更について、市の承諾があった場合であっても、市の要請に基づくものでない場合は同様です。</p> |
| 93 | 3 | 1. 共通 | 水需要の変動 | 人口減少・節水による水需要の減少に起因する利用料金収入の減少 | 質問 | 「本運営事業の性質上、運営権者は、水需要の変動に対して影響力を持ちえないことから、水需要の減少リスクは、市が利用料金按分率を補正する等により必要額を担保。ただし、想定を大幅に超える水需要減少の場合は、市は・・・見直しにより負担することがあるとあります」が、想定を大幅に超える水需要減少の場合の具体例をご開示頂けますでしょうか。 | |
| 94 | 3 | 1. 共通 | 水需要の変動 | 人口減少・節水による水需要の減少に起因する利用料金収入の減少 | 質問 | 配水管更新計画の変更、要求水準上の更新事業量の見直しにより負担することがあるとありますが、運営権者にとっては事業収入の削減に直結することから、事業量の削減のみを基準として利用料金按分率を見直さず、運営権者の運営経費全般を基準とした見直しとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 95 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | | 意見 | 事業費の算定基準を明確にしてほしいです。必要な試掘等の調査費用はここで協議するのでしょうか？ | |
| 96 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 「実施契約」が公表されていない時点において、「通常想定される範囲」「実施契約で定めた範囲を超えた場合」によるリスク分担保を明確にしている根拠をお示し下さい。 | |
| 97 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | | 意見 | 通常想定される範囲とは具体的にご教授ください。 | |
| 98 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される事業費の増加の範囲 | 意見 | 通常想定される事業費の増加の範囲は実施契約（案）にて開示されると思慮いたしますが、現時点での想定について可能な範囲でご教示お願いします。 | |
| 99 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される事業費の増加の範囲 | 質問 | 「通常想定される範囲」は、実施契約において定められるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 100 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 著しい支障があると客観的に評価される場合等とありますが、実施契約（案）において、人件費や資材費の上昇に伴う事業費の変動に対する見直しルールを示すとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 101 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 運営権者にリスク負担がある場合の通常想定される範囲について具体的例がございましたらご教示下さい。 | |
| 102 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 市にリスク負担がある場合の運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲について具体的例がございましたらご教示下さい。 | |
| 103 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 事業費について、事業費を構成している費用項目、のうち物価変動の調整対象となる費用項目、調整対象の費用項目ごとの参照指標、及び各参照指標につき何%までの変動が「通常想定される事業費の増加」と見做されるのかをご教示頂けますでしょうか。 | |
| 104 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される範囲 | 意見 | 通常想定される範囲と記載されていますが実施契約においては、事象を詳細化されそれぞれにおいて対応が示されると理解しております。よろしくお願致します。 | |
| 105 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される事業費の増加の範囲 | 意見 | 更新投資の実施時期の提案時との乖離による、資金調達コスト増減のリスク分担保について、市の承諾を受けた更新投資時期・更新投資総量の変更による金融コスト（金利、各種フィー等）の増加は市の負担として頂けないでしょうか。 | |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|-------|---------|---------------------------|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 106 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される事業費の増加の範囲 | 意見 | 事業費の変動については、市と協議させてください。 | 本事業は運営権事業ですので、通常想定される事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となります。通常想定される事業費変動に関しても織り込んだうえで事業提案いただくことになります。ただし、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、定期レビュー又は臨時協議の結果、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。 |
| 107 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 質問 | 募集要項等公表時で開示されなかった情報による経費の増加は、通常想定されるリスクには含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 108 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 各種リスクの発生による全体事業費の増加 | 意見 | 「通常想定される事業費の増加は～」とありますが、実施契約時には想定できなかった事項に起因する事業費の増加は全て協議対象にするようお願いします。 | |
| 109 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される範囲 | 質問 | 歴史ある貴市におかれましては、随所に文化的価値を有する埋設物が存在するであろうと想定はされますが、位置、大きさ、材質、価値等は想定できません。文化財は「通常想定される範囲」にはならないかと考えてよろしいでしょうか。 | 施工場所が周知の埋蔵文化財包蔵地内外であるかは設計段階で確認していただくこととなります（「要求水準書（案）」P80,89参照）。路線選定にあたっては、そうした情報を踏まえ、通常想定できる範囲に収まるよう工夫をして対応いただくことが基本となります。なお、分布図については、公開情報として「大阪府地図情報システム」より閲覧できますので、そちらで全体的な把握が可能です。 |
| 110 | 3 | 1. 共通 | 事業費変動 | 通常想定される範囲 | 質問 | 貴市におかれましては、随所に不発弾が存在するであろうと想定はされますが、位置、大きさ、材質、危険度等は想定できません。不発弾は「通常想定される範囲」にはならないかと考えてよろしいでしょうか。 | 不発弾に関する情報を含め、運営権者が知り得た情報から合理的に予測することができない状態又は条件が見つかった場合の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 111 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 質問 | 運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価されるリスクは市負担との理解でよろしいでしょうか。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 112 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 意見 | 通常想定される範囲とは具体的に教えてください。 | No.97の回答をご確認ください。 |
| 113 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 質問 | 通常想定される金利・為替変動の範囲を具体的にお示し頂けますでしょうか。 | |
| 114 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 質問 | 事業期間が長期であることから、急激なインフレが進むような事態となった場合、事業費変動と同様に見直すためのルールが実施契約（案）に示されるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 115 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 質問 | 通常想定される金利・為替変動の定義についてご教示願います。 | |
| 116 | 3 | 1. 共通 | 金利・為替変動 | 金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加 | 質問 | 「通常想定される事業費の増加は運営権者が負担」となっていますが、「通常想定される」の定義をご教示頂けますでしょうか。 | |
| 117 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | | 意見 | 通常の公共工事と同様物価スライドによる物価変動リスクの市による一部負担をお願いいたします。 | 本事業は運営権事業ですので、事業期間中の経営環境等の変動によるリスクに関しては、原則、運営権者の負担となります。通常想定される物価変動に関しても織り込んだうえで事業提案いただくことになります。 |
| 118 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 物価変動については、運営権者によりハンドリングできるものではなく、想定することは困難であることから、市が全ての物価変動リスクを負担することを希望します。 | |
| 119 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 事業期間が長期に亘ることから、物価変動リスクを市で負担して頂きたく、物価変動精算条項を事業契約に盛り込んで下さい。 | |
| 120 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 16年にわたる事業期間を考慮し、按分率の見直しなどで対応いただけないでしょうか。 | |
| 121 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 質問 | 通常想定される物価変動の範囲を具体的にお示し頂けますでしょうか。 | |
| 122 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 「運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲」を事業契約書で定義・定量化して下さい。 | No.97の回答をご確認ください。 |
| 123 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 質問 | 通常想定される（実施契約において定めた範囲内の）とありますが、その範囲について具体的に開示をお願い致します。 | |
| 124 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 質問 | 「通常想定される事業費の増加は運営権者が負担」となっていますが、「通常想定される」の定義をご教示頂けますでしょうか。 | |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|-------|------------|--|-------|--|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 125 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 質問 | 運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価されるリスクは市負担との理解でよろしいでしょうか。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 126 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 質問 | 事業期間が長期であることから、物価上昇全てを運営権者の企業努力で対処するのは難しいため、事業費変動と同様に見直すためのルールを実施契約(案)に示されるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 127 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 事業期間が16年と長期になるため、運営権者では物価変動リスクをコントロールすることができません。運営権者がコントロールできないリスクは費市で負担していただくようお願いします。 | |
| 128 | 3 | 1. 共通 | 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 意見 | 16年間の間に物価の変動を予測することは不可抗力等を予測するのと同じで無理がある。どこまでが通常想定される物価変動が予測できない為運営権者の負担とすることは出来ない。 | |
| 129 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 市に帰責性がある場合 | 質問 | "道路管理者による道路占用許可で、市の調整が遅延した場合等が想定される。"と記載がありますので、市側に○が記載されるものと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 許認可申請において、市が申請当事者となる場合でも、申請に係る関係書類の作成等の業務は運営権者の裁量のもとで行うものであるため、運営権者の責任において、調整が整わない、又は時期が遅れる等の事態が生じないよう適切に作成していただく必要があると考えております。なお、許認可申請に係るリスク分担の考え方の詳細については、今後募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。 |
| 130 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 市に帰責性がある場合 | 質問 | 市がリスクを負担との理解でよろしいでしょうか。 | |
| 131 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 市に帰責性がある場合 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | |
| 132 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 事業実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更 | 意見 | 市に帰責性がある場合でも、「通常想定される事業費の増加は運営権者が負担」となっていますが、市に帰責性があるので、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | |
| 133 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 市に帰責性がある場合 | 質問 | 運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価されるリスクは市負担との理解でよろしいでしょうか。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 134 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 道路管理者による道路占用許可で、市の調整が遅延した場合 | 質問 | 対「府」や対「民間」等の調整遅れに伴う工期遅れは運営権者の負担でしょうか。 | 本運営事業の実施に係る府や民間との調整は、運営権者に主体的に対応いただくものであるため、原則として運営権者が負担するものと考えております。なお、許認可申請に係るリスク分担の考え方の詳細については、今後募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。 |
| 135 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 運営権者に帰責性がある場合 | 質問 | "警察による道路使用許可の遅延等"と記載がありますが、こちらについては、運営権者の事由による遅延ではなく、市と運営者が協力して解決する必要があるため、市・運営権者双方に○が記載されるものと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 警察による道路使用許可等は、運営権者に主体的に対応いただくものであるため、原則として運営権者が負担するものと考えております。なお、許認可申請に係るリスク分担の考え方の詳細については、今後募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。 |
| 136 | 3 | 1. 共通 | 許認可 | 運営権者に帰責性がある場合 | 質問 | 道路占用協議は市に帰責、道路使用協議は運営権者に帰責が有ると考えて宜しいでしょうか。 | 許認可申請において、市が申請当事者となる場合でも、申請に係る関係書類の作成等の業務は運営権者の裁量のもとで行うものであるため、運営権者の責任において、調整が整わない、又は時期が遅れる等の事態が生じないよう適切に作成していただく必要があると考えております。また、警察による道路使用許可等は、運営権者に主体的に対応いただくものであるため、原則として運営権者が負担するものと考えております。なお、許認可申請に係るリスク分担の考え方の詳細については、今後募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。 |
| 137 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者等の施設管理者の指示等 | 意見 | 大幅な工法変更が発生する場合は、通常予測されるものではない、当初想定していない事象で市の費用負担と考えます。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、道路管理者等の施設管理者との調整の中で工法変更に関しては、当該変更の規模に関わらず、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時に示す予定です。なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 |
| 138 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 全般 | 質問 | 25年に予定されている大阪万博やIR計画などがありますが、現在想定されるイベント等の開催で施工に影響の出るリスク(交通規制・施工制限等)は事前に公表されるのでしょうか。実施計画策定・積算に影響するので公表時期もお示し下さい。 | 水道局としても、現在、ご質問の交通規制等に関して把握している情報はありません。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|-------|-------|------------|--|---|---|
| | 頁 | 章 | 節 | | | |
| 139 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 事業計画の変更等に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の追加 | 質問 「道路管理者の指示による計画変更等、～計画変更が通常予測されるもの」とあるが、通常予測される道路管理者の指示による計画変更とは具体的にどのような事象を想定されているか、ご教示願います。また、他事業者の埋設物や工事に伴い、開削工事の計画であったものが、非開削工事になった場合の負担は、通常予測できないので市の負担になるとの理解でよろしいですか？ | 新舗装による掘削規制や道路工事計画に合わせた施工時期の制約、道路構造物の保全等の観点からの工法変更等が想定されます。 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、道路管理者等の施設管理者との調整の中で工法変更に関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しています。 |
| 140 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合 | 質問 市が一度承認した計画後であれば、道路管理者等の指示で計画変更されても、運営権者側の負担ではなく、市側の負担ということで宜しいでしょうか。 | 本事業は運営権事業として、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者はこれらを踏まえた計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、事業計画等への市の同意、承認に関わらず、道路管理者等の指示による計画変更に関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 141 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合 | 意見 道路管理者等は市に属するため、費用増加の精算は大阪市の内部協議して頂けますでしょうか。 | 運営権事業として、事業者である運営権者の負担となります。 |
| 142 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 不可抗力に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加 | 質問 この項目については、不可抗力に起因する事業費増加という内容と理解致しますが、通常想定・予見が不可能なものが不可抗力リスクと分類されるため、市側の負担と考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、配水管更新事業の実施にあたって生じる不可抗力を原因とした計画変更に関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、今後募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 143 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 通常想定される（実施契約において定めた範囲内の）事業費の増加 | 質問 設計変更の増加は、通常想定とはどの程度ですか？試掘費用は見てもらえるのでしょうか？ | No.97の回答をご確認ください。 |
| 144 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 不可抗力に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加 | 意見 運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価されるリスクは市負担との理解でよろしいでしょうか。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 145 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合 | 意見 計画変更が通常予測されるものについては運営権者が負担とありますが、事業計画書の作成時に市と協議のうえ定めるところからの変更は、通常予測される変更とは受け取れません。このような条件では、事業者サイドからはリスク回避のためコスト削減につながる提案ができなくなります。通常予測される変更とは、どのようなものが明示していただくとともに、リスク分担についても全て運営権者とすることを希望していただきたい。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、道路管理者等の施設管理者との調整の中で計画変更に関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。こういったリスクに関しても織り込んだうえで事業提案いただくこととなります。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しています。 |
| 146 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 市の要請、他事業との調整等に応えるための事業計画の変更等に起因する工事の遅延、追加工事、事業費用の増加 | 意見 「道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合」の追加工事や費用は、運営権者が負担するとなっておりますが、道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等は、運営権者にとって通常予測できない事象と見做されます。従って、運営権者が通常予測できない事象に関しては、市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、道路管理者等の施設管理者との調整の中で工法変更に関しては、原則、運営権者の負担となり、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、定期レビュー又は臨時協議の結果、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるものと考えております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しています。 |
| 147 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合 | 質問 事業計画書の作成においては、4年間の計画（工事は最大4年先）であることから道路管理者等と詳細を協議することは困難であり、一定の計画・設計・仕様変更は生じるものと考えます。このため、個別の工事ごとに対応を求めるものではありませんが、事業費全体で調整ができないような影響が生じる場合は、一部を市に負担していただくため協議する場を設けていただくことは可能でしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、道路管理者等の施設管理者との調整の中で工法変更に関しては、原則、運営権者の負担となり、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、定期レビュー又は臨時協議の結果、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるものと考えております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しています。 |
| 148 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者の指示による計画変更等、本事業執行にあたって計画変更が通常予測されるもの | 質問 「道路管理者の指示による計画変更等、～計画変更が通常予測されるもの」について具体例をご教示いただけますでしょうか。 | 新舗装による掘削規制や道路工事計画に合わせた施工時期の制約、道路構造物の保全等の観点からの工法変更等が想定されます。 |
| 149 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 市の要請、他事業との調整等にこたえるための事業計画等の変更等に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加 | 質問 「計画変更が通常予想されるものについては運営権者が負担」とありますが、事業提案時は変更を見越して費用を上乗せした算出、提案を求めていると理解してよろしいでしょうか。 | 通常予想される計画変更等、事業者として配水管更新事業を実施するにあたって通常想定されるリスク事象を見越したうえでの提案を求めるものです。なお、変更を見越すために必要となる情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しするほか、今後募集要項等公表時にもお示しする予定です。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 | |
|-----|-------|-------|------------|--|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 150 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 不可抗力に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加 | 意見 | 住民の反対・協議等の不可抗力に起因する計画・設計・仕様変更に係る追加費用については貴市の負担としていただきたい。(運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等の場合は除く) | 本事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟に係るリスクは、原則として市が負担することを想定しています。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 151 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 不可抗力に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 152 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者の指示による計画変更等・、通常予想されるものについては、運営権者が負担 | 質問 | 通常予想されるものとそうではないものの定義を決めていただきたい。 | 通常予測できないものとしては、事業期間中に道路法等の関係法令、条例、又は大阪府道路占用規則等の各種規定の改定が発生し、それに起因した計画・設計等の不測の変更を要する事象であり、それ以外については、原則、通常予測されるものとして取り扱います。 |
| 153 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 不可抗力に起因する工事の遅延 | 意見 | 今発生しているような新型コロナウイルスの非常事態が発生するように、どこまでが通常想定される不可抗力か予測できない為運営権者の負担とすることは出来ない。 | 通常予見されないものは不可抗力として取り扱うことを想定しております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 154 | 4 | 1. 共通 | 計画・設計・仕様変更 | 道路管理者による工事などによる配水管移設 | 質問 | 道路管理者が管理する道路での工事施工に関し、事業対象となる管路(更新した管路を含む)が支障となり移設および復元を行う場合、運営権者では予見し得ないものであることから、その費用(リスク)は市が負担するものと考えますが、いかがでしょうか。 | 道路管理者からの指示や第三者からの依頼に基づく既設配水管の移設については、運営権者が計画的に実施できるものではないため、新設工事と同様、市が行う工事とします。 |
| 155 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 取水から給水までの間で水量・水圧・水質異常が発生 | 質問 | 工事に伴い発生する処分する上水に関する料金は誰が負担するのですか。 | 断通水作業・洗浄排水・洗管に用いる水については無償で提供します。ただし、排水先の下水道使用料等につきましては、運営権者にてご負担いただく必要があります。その他、工事に伴い発生する水(推進工事の汚泥に必要な水など)に係る水道料金については、一般的に配水管工事に伴い発生するコストですので、運営権者負担となります。なお、これを含めた市の整備事業費等の実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 |
| 156 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 取水から給水までの間で水量・水圧・水質異常が発生 | 質問 | 止むを得ず広域断水が必要と判断した場合の営業補償費を含む追加費用は運営権者負担なのでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、配水管更新に起因する異常が原因の場合は原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 157 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 取水から給水までの間で水量・水圧・水質異常が発生 | 意見 | 「本事業に起因する場合」は、運営権者負担となっていますが、要求水準を満たしている場合は市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、管路更新事業の管理については、原則運営権者が負担するものだと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 158 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 本事業に起因する場合 | 意見 | 既設図面の不備により、配水管から分岐された配水テレメータ等への給水管が破損し、市内水圧に急激な変動が生じることも想定されるため、一概に「本事業に起因する場合」とできないのではないのでしょうか。 | 一般に、水道事業者は、使用している既存図面の精度や信頼性の多寡はあれ、ご指摘のような事象が生じることのないよう、注意を払いながら既存図面を利用し、場合によっては試験掘りも行いながら、慎重に設計、施工を行っています。もちろん、本市の場合、一定の精度、信頼性のある図面をもとに業務を進めておりますが、管路更新業務全般を担っていただく運営権者に対しましては、当然そうしたリスク回避を図りつつ、高い技術力をもって業務を遂行していただくものと考えております。市と運営権者双方で確認しながらご指摘のようなミスがないよう対応していただければと考えております。 |
| 159 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 本事業に起因する場合 | 質問 | 本事業に起因する場合には、運営権者がリスクを負うものとすると思いますが、管路更新においては施工時の流向・流速等の変更に伴う濁水等の発生は、一定程度は避けられないものです。維持保全業務を市が行うこととなっていることから、事前の洗管作業等の不足が影響するなど、施工だけに起因するものでない場合、市もリスクの一部を負担いただけませんか。 | 市では、工事施工に伴う断通水作業等に起因して既設配水管内の錆や夾雑物が舞い上がり水質異常が発生するリスクに対しては、必要に応じて水理計算を行うなどにより、作業前後で流速、流向がどのように変化するか把握したうえで、周辺の配水管の老朽度やこれまでの断通水作業時における水質異常発生状況も勘案して、リスクが顕在化しないように施工を行っています。運営権事業開始後は、事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施する運営権者が、これまで市が施工者として負担してきた配水管工事施工に伴う水質異常発生リスクを負担し、施工にあたって水質異常が生じないように施工監理を行い、仮に水質異常が発生した場合は対応する責任を負うものになります。したがって、工事施工に伴う断通水作業等に起因する既設配水管内の錆や夾雑物による水質異常へのリスクは、原則運営権者が負担するものと考えております。 |
| 160 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 本事業に起因する場合 | 質問 | 管路更新工事を実施するうえでは、少なからず水質異常が発生すると考えます。これらを現状(市が実施する場合)における異常発生状況(件数やクレームの可否)について、市から公表頂けると考えておりますがよろしいでしょうか。また水質異常抑制を行う上で有効と考える現在の対象方法についても開示頂けるとでしょうか。 | 水道管更新工事を含む工事全般に係る入電件数等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、水質異常の抑制に係る市の取組みについては、優先交渉権者に対し提供する予定です。 |
| 161 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 本事業に起因する場合 | 質問 | 日常の水質管理業務で対応すべき範囲についてご教示願います。 | 本事業における水質管理としては、断通水作業に伴う濁り影響等への対応、新たに埋設した配水管における通水前の水質検査等が挙げられます。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|-------|------------|----------------------|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 162 | 4 | 1. 共通 | 水量・水圧・水質異常 | 水質リスクの管理 | 質問 | 水源、浄水処理に係る事故以外に、例えば工場排水（汚染水）が対象管路に直接的に流入するリスクが想定された場合、このリスク管理は運営権者側で管理することになるのでしょうか？ 汚染リスクのある工場等の監視や洗浄費用等の損害賠償の対応も運営権者で対応することになるのでしょうか？ | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、水質のリスクについて、運営権者が品質管理を行うべき工事期間中に起因する場合、当該リスクは原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 163 | 4 | 1. 共通 | 業務の一時的不能 | 市内一円で全ての配水管更新が一時的に不能 | 意見 | 運営権者の帰責によるものについては運営権者のリスク負担とし、その他の場合は市のリスク負担と理解しておりますが、如何でしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、事業期間中の事業の一時的不能に係るリスクに関しては、当該不能が市に起因する場合を除き、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスクの考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 164 | 4 | 1. 共通 | 業務の一時的不能 | 市内一円で配水管更新が一時的に不能 | 意見 | 運営権者の責でないことにより不能となった場合は協議のうえ決定するとしていただきたい。 | |
| 165 | 4 | 1. 共通 | 業務の一時的不能 | 市内一円で全ての配水管更新が一時的に不能 | 意見 | 「市の事由によらない場合は、配水管更新事業実施にあたって通常想定されるリスクとして運営権者が負担」とありますが、市の事由によらない場合かつ運営権者の事由によらない場合は、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、ご指摘のような事象に係るリスクに関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 166 | 4 | 1. 共通 | 業務の一時的不能 | 市内一円で全ての配水管更新が一時的に不能 | 質問 | 大阪万博の開催期間や国際会議時等に伴う業務休止期間中の固定費はどかが負担するのでしょうか。 | |
| 167 | 4 | 1. 共通 | 業務の一時的不能 | 上記を除く場合 | 質問 | 他埋設物管理者の維持保全上の事故等、運営権者が予見できないリスクについては、市に負担していただくか、事業費の中に積み上げるため、過去の費用負担の実績を情報提供していただけないでしょうか。 | 事業費及び工期に対する影響については、これまで当該リスクを負担していた市の実績として、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しています。 |
| 168 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | | 意見 | 水道料金等の徴収は市が行うため、市の督促等によっても未収となった場合でも、最終的な回収は市が行い、利用料金は未収に関係なく市が運営権者に支払うべきと考えます。 | 実施方針No.459の回答をご確認ください。 |
| 169 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 料金不払いへの対抗措置として、「給水拒否」が運営権者の判断で可能であればリスク分担が運営権者でも理解できるが、水道事業者として「給水拒否や停止」ができないのであればリスク負担は市にもあると考えられますが、如何でしょうか。 | |
| 170 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 質問 | 最終的な利用料金債権の回収は市側で行うべきであり、債権未回収分の減収については市側が負担すべきと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 | |
| 171 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 実施方針P36では「水道料金等は市が継続して徴収し、市は未納者へ督促は行うものの、それでも未納の場合の債権回収は運営権者になる」とあるが、債権回収が線引きがあいまいのように感じます。水需要の変動による利用料金収入の減少リスクと同様、料金不払いによる減収も市側のリスク負担としていただきたい。 | |
| 172 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 質問 | 水道料金等（水道料金及び利用料金の合計）の利用者の不払いによる減収に関し、利用料金部分のみ運営権者負担となり、水道料金部分の減収は市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 173 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 利用者からの料金徴収は、運営権者は市に委託料を支払い委託するので、その委託契約に基づく成果である未収リスクは市で負担して下さい。 | |
| 174 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 利用料金の徴収は市が行うのであれば、回収責任は市にあるものとして当該事項を見直していただきたい。 | |
| 175 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 市の催促等によってもなお利用料金が未収となった場合の最終的な利用料金債権の回収について、運営権者の負担は利用料金分のみで使用料分は貴局負担という理解で宜しいでしょうか。 | |
| 176 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 質問 | 料金徴収業務はこれまで通り貴市で行うため、運営権者がリスクを負担することはないと考えます。なぜ運営権者がそのリスクを負担せねばならないのでしょうか。 | |
| 177 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 | |
| 178 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 料金徴収業務についての債権回収は、大阪市側と考えます。運営権者が対策できないことを負担する説明を頂きたい。債権は、民法上の時効もあるのでどのような解釈でしょうか。 | |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|-------|-------|-------------------------------|-------|---|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 179 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | 「利用料金債権は運営権者に帰属するため、運営権者が負担。」となっておりますが、市が水道事業者で、不払いの利用者に対して水道を停止する権限は市にあり、運営権者の訴求力は弱いため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | 実施方針No.459の回答をご確認ください。 |
| 180 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 質問 | 「利用料金債権は運営企業者に帰属する」とした根拠をご提示いただけないでしょうか。 | |
| 181 | 4 | 1. 共通 | 料金不払 | 料金不払いによる減収 | 意見 | この分担は貴市との案分率に係る負担という理解で宜しいでしょうか。その理解でよろしければ負担の考え方は理解できますが、実施方針第5章3(8)の通り利用料金の徴収は実施契約とは別に市と運営権者で契約を締結し、利用者から一括して徴収することとなっているため、貴市ないしは貴市の委託する契約者が適切に料金徴収・督促を実施する責任を明確にさせていただきようお願い致します。 | 運営権者は、利用料金に係る未収分を負担することとなります。なお、利用料金収受代行に係る業務委託の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |
| 182 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 入札プロセスにおいて開示されなかった情報や資料に起因する費用の増加や工期遅延のリスクは市にて負担して下さい。 | 市として、本運営事業実施に必要な情報は可能な限り開示、提供するよう努めてまいります。 |
| 183 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 「運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲」を事業契約書で定義・定量化して下さい。 | No.106の回答をご確認ください。 |
| 184 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 通常想定される範囲外の場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。 | |
| 185 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 事業契約時に想定していない事象は全て「通常想定される事業費の増加」には含まれないため、貴市がリスクを負担すると理解してよろしいでしょうか。 | |
| 186 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 募集要項等公表時に公開されなかった情報や資料は、すべて想定しうる範囲ではありませんので、事業費変動リスクは貴市にあるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 187 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 運営権者で想定することは不可能であり、どこまでが通常想定される事業費か予測できない為、負担は市側にあると考えます。 | |
| 188 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 通常想定とする範囲をお教えください。 | No.97の回答をご確認ください。 |
| 189 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 考え方には「事業変動リスク参照(通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。)」とありますが、当初想定していない事象ということは通常想定されない事業費の増加となりますので、市がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、配水管更新事業の実施にあたって、施工時に発見された地中埋設物に対処することに関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 |
| 190 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 利用料金算定時には地中埋設物の正確な情報は把握できないため、当初想定していない事象となりますが、その場合は、市側の負担という理解で宜しいでしょうか。 | |
| 191 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 市でリスク負担お願いできませんでしょうか。 | |
| 192 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 想定していない事象については協議のうえ決定するのが一般的であると考えますが如何でしょうか。 | |
| 193 | 5 | 2. 更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 意見 | 「地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加」に関し、通常想定される事業費の増加は運営権者の負担とありますが、「当初想定していない事象」は、運営権者には一切想定できない事象であると考えられるため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 | |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | | 回答 |
|-----|-------|------|------------------------------|--|-------|--|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | | |
| 194 | 5 | 2.更新 | 測量・調査 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加 | 質問 | 地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加として、通常想定される範囲の具体を教示ください。 | 本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくことになります。そのため、配水管更新事業の実施にあたって、施工時に発見された地中埋設物に対処することに関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、地下埋設物の発見等における通常想定される費用増加リスクに関連する情報として、市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 |
| 195 | 5 | 2.更新 | 測量・調査 | 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等 | 質問 | 工程確保や事業費合わせを目的として、環境アセスメントを回避する様に相互協力を市は行っていただけますでしょうか。 | 監督官庁等より環境アセスメントの指示があった場合には、原則それに従う必要があります。なお、一般的に河川区域内工事でそうした手続が必要となる可能性がありますが、市及び運営権者それぞれの役割分担のもと、関係機関と円滑な調整に努めることとなります。 |
| 196 | 5 | 2.更新 | 測量・調査 | 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等 | 質問 | 開示資料として、環境アセスメントの対象となる路線の情報提供はされるのでしょうか。 | |
| 197 | 5 | 2.更新 | 測量・調査 | 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等 | 質問 | 過去に環境アセスメント対象となった情報の開示をお願い致します。 | 少なくとも直近過去10年間の水道局発注の管路工事において、「環境影響評価法」及び「大阪市環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施した事例はございません。なお、平成9年以降の淀川河川区域内で実施した工事においては、別途、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が設置する淀川環境委員会による評価を受けた事例があります。 |
| 198 | 5 | 2.更新 | 測量・調査 | 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等 | 意見 | これまでの事例の開示をお願いします。 | |
| 199 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 質問 | 「（市が把握している損傷情報は、運営権者に情報を開示）」とありますが、何時のタイミングで開示するのでしょうか？ 応募者の事業費積算にも影響するのでご教示下さい。 | 「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、さらに詳細な情報については、優先交渉権者にお示しする予定です。 |
| 200 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵（市が修繕予定のもの以外） | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵（市が修繕予定のもの以外） | 質問 | 過年度までの全配水管網の突発修繕（市が予定していなかった配水管網の修繕）に関する費用と箇所数、修繕内容等についてご教示頂けますでしょうか。 | 配水管の更新工事中に確認された附属設備の故障件数については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 |
| 201 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 質問 | 市が修繕予定のものとはそれ以外のものについて、具体的内容をお教えください。 | 現在市が把握している附属設備の故障情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 |
| 202 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 質問 | 市が修繕予定のものとは、現時点のものではなく、事業期間において随時見直しを行うとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 203 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 意見 | 制水弁等の損傷リスクを運営権者に負わずと、事業費算定において安全側で費用を積算することになるので、コスト増になると考えます。市のリスクとすることで、コスト削減になると考えます。 | 配水管の更新工事中に確認された附属設備の故障件数及び市の整備実績に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししていますので、これをご確認いただき、コストを積算いただければと存じます。 |
| 204 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 管路更新に伴う断水作業等に使用する制水弁、排水栓、空気弁等が損傷 | 質問 | 経年劣化による損傷のリスク分担の考え方をご教示下さい。 | 本事業は運営権事業ですので、配水管更新事業の実施にあたって、施工時に確認された制水弁等の附属設備の経年劣化も含めた故障に関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、現在市が把握している附属設備の故障情報及び配水管の更新工事中に確認された附属設備の故障件数、市の整備実績に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 |
| 205 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 管路更新に伴う断水作業等に使用する制水弁、排水栓、空気弁等が損傷 | 意見 | 市が修繕予定のもの以外の損傷リスクが運営権者とありますが、制水弁・排水弁・空気弁等は運営権の対象にはなっており、更新作業と関係が無く且つ市の修繕予定以外のものの損傷リスクの運営権者負担は不当と考えますので、運営権者の作業に起因する損傷以外は市のリスク負担として下さい。 | 運営権設定対象施設は「全ての配水管及びその附属設備」としており、制水弁等は附属設備として、これに含まれています。 本事業は運営権事業ですので、配水管更新事業の実施にあたって、施工時に確認された制水弁等の附属設備の故障に関しては、原則運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、現在市が把握している附属設備の故障情報及び配水管の更新工事中に確認された附属設備の故障件数、市の整備実績に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|-------|------|-----------------|--|-------|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | |
| 206 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 管路更新に伴う断通水作業等に使用する制水弁、排水栓、空気弁等が損傷 | 質問 | 運営権者が負担するリスクは、作業時に過失があった場合のみであり、通常の操作で損傷したものは日常の維持管理不足が原因であるため、損傷リスクは貴市が負担すると理解してよろしいでしょうか。 |
| 207 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 管路更新に伴う断通水作業等に使用する制水弁、排水弁、空気弁が損傷 | 質問 | 通常の維持管理業務は大阪市側と考えてます。運営権者が負担するのは施工時に過失があった場合と考えてよろしいでしょうか。 |
| 208 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 管路更新に伴う断通水作業等に使用する制水弁、排水栓、空気弁等が損傷 | 意見 | 「市が修繕予定のもの以外」は、運営権者の負担となっていますが、この範囲のうち運営権者に帰責性があるものは運営権者負担とし、それ以外は市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。 |
| 209 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 市が修繕予定のもの以外の制水弁、排水弁、空気弁等の損傷 | 意見 | 通常想定されるリスクの定義が明確では無いし、想定も難しいため協議として頂きたい。 |
| 210 | 5 | 2.更新 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 施工に使用する施設の損傷・瑕疵 | 質問 | 市が修繕を予定しているものであっても、運営権者の通常作業により損傷した場合の対応はどのようになりますでしょうか。 |
| 211 | 5 | 2.更新 | 更新後の配水管の瑕疵 | 運営権者による更新後の配水管の損傷、漏水、濁水等に起因する第三者への補償、配水管の補修等の対応が必要となった場合 | 質問 | 「瑕疵担保責任」とありますが、「実施工事」についてでしょうか。 |
| 212 | 5 | 2.更新 | 更新後の配水管の瑕疵 | 更新後1年（運営権者の故意又は重過失に起因する場合は10年） | 質問 | 運営権者の故意又は重大な過失について、そのように判断する基準はどのようなものでしょうか。 |
| 213 | 5 | 2.更新 | 更新後の配水管の瑕疵 | 更新後1年（運営権者の故意又は重過失に起因する場合は10年） | 質問 | 事業期間完了後に責任（契約不適合責任）が発生した場合、市との協議窓口は代表企業ということでよろしいでしょうか。 |
| 214 | 5 | 2.更新 | 更新後の配水管の瑕疵 | 瑕疵担保責任の期間 | 質問 | 民法改正により、「瑕疵」は「契約不適合」となりましたが、その期間はここに記載されているとおりで変わりはありませんか？ |
| 215 | 5 | 2.更新 | 更新後の配水管の瑕疵 | 更新後の配水管の瑕疵 | 質問 | 維持管理により発見された事故の場合は、維持管理を実施した時点での経過年数が対象になるという認識でよろしいでしょうか。 |
| 216 | 5 | 2.更新 | 技術の陳腐化 | 本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合 | 質問 | 本市の「調達用配管材料仕様書」や「土木工事共通仕様書」、「給水装置材料購入共通仕様書」の仕様書内容が変更された場合は、その項目については、市側が負担すべきと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 |
| 217 | 5 | 2.更新 | 技術の陳腐化 | 本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合 | 意見 | 「運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲」を事業契約書で定義・定量化して下さい。 |
| 218 | 5 | 2.更新 | 技術の陳腐化 | 本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合 | 意見 | 通常想定される事業費の増加は、運営権者負担となっていますが、技術の陳腐化を入札時に想定することは難しいと思われるため、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。 |
| 219 | 5 | 2.更新 | 技術の陳腐化 | 市の要請に基づき、新技術を導入する場合 | 意見 | 市の要請に基づくため市が負担とありますが、運営権者が部分的に負担することがないよう、実施契約（案）において、負担の積算ルールを示していただきたい。 |
| 220 | 5 | 2.更新 | 技術の陳腐化 | 技術の陳腐化 | 質問 | 市の要請に基づく新技術の導入に係る費用は市が負担とのことですが、その導入費用は後年まで含まれるとの理解でよろしいでしょうか |

| No | 見出し符号 | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|-------|------|------|--|--|--|
| | 頁 | 章 | 節 | | | |
| 221 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 全般 | 質問 「運営権者に生じた追加費用や損害は運営権者」とありますが、市側に工事完成後に引き渡した資産に係る債権（減価償却費相当で市が払うもの）は、当然、市が債務を負うとの理解で宜しいでしょうか。また、契約解除前かつ工事完成前に準備した水道資機材他については、当然、市側が負担すべきと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 工事完成後市が原始取得した資産については、契約解除とは関係がないため、市が契約上負担することとしている一部負担金等は通常どおり負担します。 「また」以下のご質問に関しては、「双方に帰責性のない場合のリスク」が発生した場合は、市と運営権者が、自らに生じた損害を各自で負担することを想定しておりますので、運営権者が準備した水道資機材他については、運営権者が負担するものと考えております。 |
| 222 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 双方に帰責性の無いため、負担者は市にも〇がつくと理解しています。 |
| 223 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 質問 | 各自が負担するという考えであれば、市側・運営権者側双方に〇が記載されるものと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。 |
| 224 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 質問 | 双方に帰責性がない場合は各自が負担するとの考えであれば、市と運営権者双方に〇がつくのではないのでしょうか？ 「工水コンセッションの分担表の同じ項目には、双方に〇がついています。 |
| 225 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 運営権者が不可抗力等の想定しえないリスクを経営上見込むことは難しいので、これらは市の負担とすべきと考えます。 |
| 226 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 運営権者に帰責のないリスクは、運営権者には負えません。全額市の負担として頂けないでしょうか。 |
| 227 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 市でリスク負担お願いできないでしょうか。 |
| 228 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 新型コロナウイルス等の感染症は、工事進捗に甚大な影響を及ぼすため、不可抗力とは別の規定として、損害は全額市負担として下さい。 |
| 229 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 質問 | 運営権者が予見できない事項、又は自然災害等による不可抗力により契約が解除となる場合は、運営権者の損害の一部を市に負担していただくため協議する場を設けていただけないでしょうか。 |
| 230 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 意見 | 不可抗力や法令変更等、双方に帰責性のない場合が運営権者負担となるのは過大なリスクではないでしょうか。 |
| 231 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 予定どおり事業を継続することができた場合に比べ、契約解除することにより運営権者に追加費用や損害が発生 | 意見 | 「不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除」は、運営権者負担となっておりますが、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることを検討頂けませんでしょうか。 |
| 232 | 6 | 2.更新 | 契約解除 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除 | 質問 | 不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除は負担者の市もリスク分担があると想定しますがいかがでしょうか。 |
| 233 | 全般 | | | 想定されるリスク | 質問 | 各項目にある「運営権者の負担となる想定されるリスク」とはどのようなものがどの程度見込まれているのか、基準を開示してください。 |
| 234 | 全般 | | | 双方に帰責性ない場合のリスク | 意見 | 「双方に帰責性のない場合のリスク」負担については、双方で負うこととなっておりますが、状況によって責任を負う額の割合が異なるものと思われま。す。なお、不可抗力に起因する社会経済状況が事業に及ぼす影響については、定期レビュー又は臨時協議に基づき、個別の事象に関して対応することが考えられます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 |